別表六(二)の表を次のように改める。

別表六（二）　内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

				円
当期の控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「21」）			1	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額（別表一（一）「4」、別表一（二）「4」又は別表一（三）「4」）		2	
	当期の所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）	3	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七（一）「4の計」）	4	
		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	
		組合等損失額の損金不算入額（別表九（二）「6」）	6	
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「9」）	7	
		計 (3)＋(4)＋(5)－(6)＋(7)（マイナスの場合は0）	8	
	当期の調整国外所得金額	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	9	
		その他の国外源泉所得に係る所得の金額（43の①）	10	
		(9)＋(10)（マイナスの場合は0）	11	
		非課税国外所得の金額（(43の②)＋別表六(二)付表一「26」）（マイナスの場合は0）	12	
		(11)－(12)（マイナスの場合は0）	13	
		(8)　×　90%	14	
		調整国外所得金額（(13)と(14)のうち少ない金額）	15	
	法人税の控除限度額 (2)　×　(15)/(8)		16	
当期に控除できる金額の計算	法第69条第1項により控除できる金額（(1)と(16)のうち少ない金額）		17	
	法第69条第2項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）		18	
	法第69条第3項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）		19	
	当期に控除できる金額 (17)＋(18)＋(19)		20	

当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	区分			国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
				円	円
	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		21		
	加算	納付した控除対象外国法人税額	22		
		交際費等の損金不算入額	23		
		貸倒引当金の戻入額	24		
			25		
			26		
			27		
			28		
			29		
			30		
			31		
		小計	32		
	減算	貸倒引当金の繰入額	33		
			34		
			35		
			36		
			37		
			38		
			39		
			40		
			41		
		小計	42		
	計 (21)＋(32)－(42)		43		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六(二)の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

4　「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、その他の国外源泉所得（令第141条の2第2号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得をいう。第6号において同じ。）に係る所得の金額について記載すること。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。